環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十九号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十二条―第四十二条の三」に改める。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第四条第二項中「同項第十六号」を「同項第十七号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に改める。

第七条第六号中「第三十八条第七号及び第三十九条第五号」を「第三十九条第五号及び第四十条第二号」に改める。

第二十条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第三十八条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とする。

第三十九条第五号中「総務課」の下に「及び国立公園課」を加える。

第四十条中「自然公園の保護及び整備に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　自然公園の保護及び整備（総務課の所掌に属するものを除く。）並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関すること。

二　景勝地及び休養地並びに公園に係る観光及び休養に関する調査に関すること。

三　自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

第四十二条を次のように改める。

（設置）

第四十二条　法律の規定により置かれる審議会等のほか、環境省に、次の審議会等を置く。

臨時水俣病認定審査会

国立研究開発法人審議会

第三章中第四十二条の次に次の二条を加える。

（臨時水俣病認定審査会）

第四十二条の二　臨時水俣病認定審査会は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、臨時水俣病認定審査会に関し必要な事項については、臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の定めるところによる。

（国立研究開発法人審議会）

第四十二条の三　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）の定めるところによる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　望月　義夫

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第二十一条第五項並びに国家行政組織法第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　施設等機関（第七条）」を「第三章　審議会等（第七条）　第四章　施設等機関（第八条）」に改める。

第五条中「七人」を「六人」に改める。

第七条を第八条とする。

第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　審議会等

（国立研究開発法人審議会）

第七条　法律の規定により置かれる審議会等のほか、原子力規制委員会に、国立研究開発法人審議会を置く。

2　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3　前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十九号）の定めるところによる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　望月　義夫

内閣総理大臣　安倍　晋三

宇宙政策委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三